

附 則

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 臨時電力のお客さまについての経過措置

(1) 適 用 範 囲

適用範囲は、18（臨時電力）に準ずるものとし、この需給約款実施の際現に変更前の電気需給約款〔特別高圧・高圧〕附則 2（臨時電力のお客さまについての経過措置）の適用を受けている場合に、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受け、契約電力が 500 キロワット未満の場合は、別表 8（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,412 円 11 銭
-----------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,761 円 05 銭
-----------------	--------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 朝 時 間

1 キロワット時につき	15 円 19 銭
-------------	-----------

b 昼 時 間

1 キロワット時につき	15 円 19 銭
-------------	-----------

c 晩 時 間

1 キロワット時につき	15 円 19 銭
-------------	-----------

d 夜 時 間

1 キロワット時につき	15 円 19 銭
-------------	-----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 朝 時 間

1 キロワット時につき	16 円 64 銭
-------------	-----------

b 昼 時 間

1 キロワット時につき	16 円 64 銭
-------------	-----------

c 晩 時 間

1 キロワット時につき	16 円 64 銭
-------------	-----------

d 夜 時 間

1 キロワット時につき	16 円 64 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、別表 4（市場価格調整）(1)ホに準じて算定いたします。ただし、別表 4（市場価格調整）(1)ハの市場価格調整単価、(2)の基準市場価格および(3)の基準市場単価は、次のとおりといたします。

(イ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、別表 4（市場価格調整）(1)ハ(ロ) b に準じて算定いたします。

(ロ) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 円 64 銭
-------------	-----------

(ハ) 基準市場単価

基準市場単価は、別表 4（市場価格調整）(3)ロ(イ) c または(ロ) c に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、18（臨時電力）の対象といたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ベーシックプランに準ずるものといたします。

3 臨時電力の力率にかかわる取扱い

臨時電力のお客さまで、高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワッ

ト未満の場合の力率は、18（臨時電力）(3)ハまたは附則 2（臨時電力のお客さまについての経過措置）(3)ハにかかわらず、当分の間、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。

4 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025 年 4 月 1 日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、災害救助法第 2 条第 3 項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の 6 月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて罹災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ 1 月延伸いたします。
- (2) お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の 6 月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに、被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、44（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし、ハに該当する場合には、原則として1回に限ります。

イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電力が被災日の契約電力をこえないとき。

ロ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電力の申込みをされた場合

ハ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備または電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であるとき。

- (4) 契約使用期間を1年未満として特別高圧または高圧で新たに電気の供給の申込みをされる場合で、お客さまが希望されるときは、ベーシックプランを適用いたします。この場合、臨時電力に準じて契約期間（需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。）を定めることとし、当社は、40（期中解約金）にかかわらず、期中解約金を申し受けません。また、39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう精算）にかかわらず、需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算はいたしません。

- (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

5 この需給約款の実施にともなう切替措置

この需給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。